

川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付要綱

29 川こ保第351号

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所（以下「保育所」という。）において、低年齢児の更なる定員を超えた受入れ（以下「定員超過受入れ」という。）を行った場合に、保育士の負担軽減を図ることを目的に、子どものための教育・保育給付費等の支給対象となる職員以外に保育補助者を雇い上げる費用に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる保育所)

第2条 この補助金の交付の対象となる保育所は、年度初日時点（年度途中に開所する保育所においては、開所日時点。以下「基準日」という。）で1歳から2歳までの合計利用児童数が1歳から2歳までの合計利用定員数に対し、108%以上（算出に当たっては、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。）の定員超過受入れを行っている保育所とする。ただし、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第45条及び川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第4条に規定する乳児室又はほふく室の面積、保育室又は遊戯室の面積の基準により、当該割合の定員超過受入れが困難な場合には、その面積の基準の範囲内で可能な限りの定員超過受入れを行っている保育所とする。

2 保育所の関与しえない事由により基準日に前項に規定する定員超過受入れとならない保育所で、基準日の翌々月初日までに前項の基準を満たした場合は、この補助金の交付の対象の保育所とすることができるものとする。

(対象となる保育補助者)

第3条 この補助金の交付の対象となる保育補助者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育士資格を有していない者

(2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能がある
と市長が認めた者

(3) 年度当初から1歳から2歳までの利用定員を超えた受入れの保育補助に当たる者

(4) 年度を通じて子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者

2 前項に定める者のほか、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保育補助者（以下「有資格保育補助者」という。）についてもこの補助金の交付の対象とする。

(1) 保育士として職場復帰を目指す保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していない者

(2) 前項第3号及び第4号に該当する者

(3) 有資格保育補助者としての採用から従事期間が1年を超えていない者

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める対象となる経費と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切

り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）実施計画書
- （2）収支予算書
- （3）各保育室及び屋外遊技場の面積が分かる図面の写し
- （4）雇用契約書、労働条件通知書その他の雇用条件が分かる書類の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条に規定する交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、補助金の交付の申請をした者が保育補助者の雇上げを円滑に行えるよう概算払いとすることができるものとする。

（補助金の変更交付）

第7条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる経費の額の変更により、交付額に変更が生じる場合には、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金変更交付申請書（第2号様式）に第5条第1号から第5号までのうち変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の場合において準用する。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

（実績報告）

第9条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる保育補助者の雇上げの実施期間終了後直ちに、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）実施報告書
- （2）収支決算書
- （3）賃金台帳、給与明細書その他の雇用実績が分かる書類の写し
- （4）子育て支援員研修修了証の写し又は保育補助者実習等修了証明書
- （5）その他市長が必要と認める書類

（委任）

第10条 この要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 17 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 12 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

対象となる経費	補助基準額
保育補助者の雇上げに必要な報酬、給料、手当、賃金、共済費等	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合、1 か所当たり年額 2,338,000 円とする。 2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合、1 か所当たり年額 4,676,000 円とする。